津市重度隨害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成19年5月31日訓第33号

改正 平成19年6月29日訓第37号

平成20年6月30日訓第59号

平成22年3月31日訓第13号

平成25年3月29日訓第9号

平成25年5月31日訓第40号

平成26年10月31日訓第125号

平成28年3月30日訓第27号

平成29年3月31日訓第37号

平成31年3月29日訓第15号

令和3年3月24日訓第15号

令和4年3月31日訓第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の障害者並びに障害児及びその保護者の日常生活上の便宜を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、障害者等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
 - (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
 - (3) 障害者等 障害者及び障害児、難病患者等をいう。 (対象者)
- 第3条 用具の給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者で、本市の支給決定(法第19条第1 項に規定する介護給付費等の支給決定をいう。以下同じ。)を受けることが できるもののうち、別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ同表対象者欄に掲

げる障害を有するもの又はその者の保護者とする。ただし、障害者等又はその属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。)のうちいずれかの者について、用具の給付を受ける月の属する年度(給付を受ける月が4月から6月までの間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割の額が46万円以上であるときは、給付対象者となることはできない。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)で定めるものによる障害の程度が特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者であって、医師の意見書により市長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、パーソナルコンピュータ及びファクシミリの給付を受けることができる者は、同項に規定する者のうち、その属する世帯全員の前年の所得税が非課税である者に限るものとする。

(用具の種目等)

第4条 給付の対象となる用具は、別表種目欄及び性能欄に掲げるとおりとする。

(再給付の制限等)

- 第5条 用具の給付を受けた後、別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ同表耐 用年数欄に掲げる年数を経過していない場合は、用具の再給付はできないも のとする。ただし、障害者等の障害の程度に変更があったことにより既に給 付した用具が使用できない場合は、この限りでない。
- 2 居宅生活動作補助用具の購入費及び当該用具の設置に係る改修工事費(以下「居宅生活動作補助用具費等」という。)の給付は、対象となる障害者等

1人につき原則1回とする。

(給付の申請)

- 第6条 用具(居宅生活動作補助用具を除く。)の給付を受けようとする者は、 日常生活用具給付申請書(第1号様式)に用具の見積書を添えて、市長に提 出しなければならない。
- 2 居宅生活動作補助用具費等の給付を受けようとする者は、居宅生活動作補助用具費等給付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 居宅生活動作補助用具費等の見積書及び改修箇所の見取図
 - (2) 改修しようとする住宅が障害者等の所有する住宅でない場合にあっては、 所有者の住宅改修承諾書
- 3 第1項及び前項第1号の見積書は、重度障害者等日常生活用具給付に係る 業務登録申出書の提出により障害者等の用具の給付につき本市の登録を受け た業者(以下「登録業者」という。)が作成したものでなければならない。 ただし、障害者等又はその保護者が、登録業者以外の業者の用具を希望する 場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(給付の決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による提出があった場合は、速 やかに審査の上、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書に より、申請者に通知するものとする。
 - (1) 用具(居宅生活動作補助用具を除く。)の給付をすることを決定した場合 日常生活用具給付決定通知書
 - (2) 居宅生活動作補助用具費等の給付をすることを決定した場合 居宅生活動作補助用具費等給付決定通知書
 - (3) 用具(居宅生活動作補助用具を除く。)の給付をしないことを決定した場合 日常生活用具給付却下決定通知書
 - (4) 居宅生活動作補助用具費等の給付をしないことを決定した場合 居宅生活動作補助用具費等給付却下決定通知書
- 2 前項の規定による通知は、日常生活用具給付決定通知書には日常生活用具 給付券を、居宅生活動作補助用具費等給付決定通知書には居宅生活動作補助 用具費等給付券を添えて行うものとする。

(給付の方法)

第8条 用具を給付することの決定を受けた給付対象者(以下「給付決定者」

という。)は、当該用具の給付に係る登録業者と契約を行うものとする。

- 2 給付決定者は、前項の契約の際、日常生活用具給付券又は居宅生活動作補助用具費等給付券を当該登録業者に提出するものとする。
- 3 給付決定者へ用具を納入した登録業者は、請求書に当該用具に係る日常生活用具給付券又は居宅生活動作補助用具費等給付券を添えて、市長に対し、 当該用具に係る費用を請求するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 給付決定者は、当該用具の給付に係る経費として、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。
 - (1) 別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ当該用具の購入に要する費用の額が同表基準額の欄に掲げる額を上回る場合 当該用具の購入に要する費用の額から同表基準額の欄に掲げる額を減じた額と、当該基準額の欄に掲げる額に100分の10を乗じて得た額(令第43条の3各号に規定する額を超える場合にあっては、当該額)との合計額
 - (2) 別表種目欄に掲げる用具の区分に応じ当該用具の購入に要する費用の額が同表基準額の欄に掲げる額を下回る場合 当該用具の購入に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額(その額が令第43条の3各号に規定する額を超える場合にあっては、当該額)

(給付の費用の返還)

- 第10条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 給付された用具を給付の目的に反して使用したとき。
 - ② 給付された用具を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により用具の給付を受けたとき。

(給付台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台 帳を整備しておかなければならない。

(委任)

第12条 重度障害者等日常生活用具給付に係る業務登録申出書等の様式その 他日常生活用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日訓第37号)

- この訓は、平成19年7月1日から施行する。 附 則(平成20年6月30日訓第59号)
- この訓は、平成20年7月1日から施行する。 附 則(平成22年3月31日訓第13号)
- この訓は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月29日訓第9号)
- この訓は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成25年5月31日訓第40号)
- この訓は、平成25年6月1日から施行する。 附 則(平成26年10月31日訓第125号)
- この訓は、平成26年11月1日から施行する。 附 則(平成28年3月30日訓第27号)
- この訓は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年3月31日訓第37号)
- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この 訓の施行の日以後の申請に係る給付について適用し、同日前の申請に係る給 付については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日訓第15号)

- 1 この訓は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この 訓の施行の日以後の給付について適用し、同日前の給付については、なお従 前の例による。

附 則(令和3年3月24日訓第15号)

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓第26号)

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条-第5条、第9条関係)

種目	対 象 者	性能	耐用年数	基準額	備考
特殊寝台	下肢障害又は体幹機能障害2級	原則として頭部及び脚部の傾斜	8年	154,000円	学齢児以上である者
	以上である者	角度を個別に調整できる機能を			
		有するもの			
特殊マット	知的障害A2以上である者及び	褥瘡の防止又は失禁等による汚	5年	19,600円	3歳以上である者
	下肢障害又は体幹機能障害1級	染又は損耗を防止できる機能を			
	以上である者	有するもの			
特殊尿器	下肢障害又は体幹機能障害1級		5年	67,000円	学齢児以上である者
	である者で、常時介護を要する	障害者等又は介護者が容易に使			
	もの	用し得るもの			
入浴担架		障害者等を担架に乗せたままり	5年	82,400円	3歳以上である者
	以上である者で、常時介護を要	フト装置により入浴させるもの			
	するもの				
体位変換器	下肢障害又は体幹機能障害2級	介護者が障害者等の体位を変換	5年	15,000円	学齢児以上である者
	以上である者で、常時介護を要	させるのに容易に使用し得るも			
	するもの	0			
移動用リフト	下肢障害又は体幹機能障害2級	介護者が障害者等を移動させる	4年	159,000円	3歳以上である者
	以上である者	に当たって、容易に使用し得るも			
		の(天井走行型その他住宅改修を			
		伴うものを除く。)			
浴槽(湯沸器	下肢障害又は体幹機能障害2級	障害者等又は介護者が容易に使	8年	次に掲げる額	1 学齢児以上であ
を含む。)	以上である者	用し得るもの		1 浴槽(湯沸器を	る者
				含む。)	2 市長が必要と認
				91,000円	める場合には、浴
				2 浴槽のみ	槽及び湯沸器を
				58,300円	個々の種目として
				3 湯沸器又は風呂	給付できるものと

				釜のみ 50,000円	する。
入浴補助用具	下肢障害又は体幹機能障害を有する者で、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽 への入水等を補助でき、障害者等 又は介護者が容易に使用し得る もの(天井走行型その他住宅改修 を伴うものを除く。)	8年	90,000円	3歳以上である者
便器	下肢障害又は体幹機能障害2級以上である者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。)	8年	次に掲げる額 1 手すりがないも の 4,450円 2 手すり付きのも の 5,400円	学齢児以上である者
T字杖、棒状 の杖	平衡障害、下肢障害又は体幹機 能障害を有する者	障害者等が容易に利用できるもの	4年	3,000円	1 3歳以上である者2 施設利用者も給付の対象とする。
移動・移乗支援用具	平衡障害、下肢障害又は体幹機 能障害を有する者で、家庭内の 移動等において介助を必要とす るもの	る手すり、スロープ等(設置に当	8年	60,000円	3歳以上である者

		消等の用具			
頭部保護帽	平衡障害、下肢障害又は体幹機	転倒の衝撃から頭部を保護でき	3年	次に掲げる額	施設利用者も給付の
	能障害を有する者、知的障害を	るもの		1 スポンジ及び革	対象とする。
	有する者及び精神障害を有する			を主材料に製作し	
	者で、てんかんの発作等により			たもの	
	頻繁に転倒するもの			15,200円	
				(レディメイドの	
				ものにあっては、	
				12,160円)	
				2 スポンジ、革及	
				びプラスチックを	
				主材料に製作した	
				もの	
				36,750円	
				(レディメイドの	
				ものにあっては、	
				29,400円)	22411
特殊便器	上肢障害2級以上である者及び	温水温風を出し得るもの(設置に	8年	151,200円	学齢児以上である者
	知的障害A2以上である者	当たり住宅改修を伴うものを除			
[/// #k +n nn	5.4577 0 VI N. L 4 7 7 7 0		0 /	1 F F O O F	
火災警報器	身体障害2級以上である者及び	室内の火災を煙又は熱により感	8年	15,500円	
	知的障害A2以上である者で、	知し、音又は光を発し屋外にも警			
	火災発生の感知及び避難が著し	報ブザーで知らせ得るもの			
	く困難な障害者等のみの世帯及びこれに進ずる世帯に属するよ				
	びこれに準ずる世帯に属するもの				
白 新 沙 小 叩	の自体院宝の知りしでもスタルバ	安内担席の田労し目立は水の拉	0 Æ	99 700 🖽	
自動消火器	身体障害2級以上である者及び		8年	28,700円	
	知的障害A2以上である者で、	触で自動的に消化液を噴射し、初			

	火災発生の感知及び避難が著し く困難な障害者等のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属するも の	期火災を消火し得るもの			
電磁調理器	視覚障害2級以上である者及び 知的障害A2以上である者で、 視覚又は知的障害者等のみの世 帯及びこれに準ずる世帯に属す るもの	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円	18歳以上である者
步行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害者2級以上である者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	7,000円	学齢児以上である者
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上である者のうち、聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円	118歳以上である者2サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号等を含むものとする。
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上である者 で、自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を 行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円	3歳以上である者
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上である 者又は同程度の障害を有する者 で、市長が必要と認める者	障害者等又は介護者が容易に使 用し得るもの	5年	36,000円	3歳以上である者

電気式たん吸	呼吸器機能障害3級以上である	障害者等又は介護者が容易に使	5年	56,400円	3歳以上である者
引器	者又は同程度の障害を有する者	用し得るもの	0 +	00, 400 1	
7140	で、市長が必要と認める者) 11 C 44 2 C A			
酸素ボンベ運	医療保険における在宅酸素療法	障害者又は介護者が容易に使用	10年	17,000円	18歳以上である者
搬車	を行う者		104	17,000	10 成以上しめる日
	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	し得るもの			
視覚障害者用	視覚障害2級以上である者で、	障害者等が容易に使用し得るも	5年	9,000円	学齢児以上である者
音声体温計	視覚障害者のみの世帯及びこれ	0			
	に準ずる世帯に属するもの				
視覚障害者用	視覚障害2級以上である者で、	障害者等が容易に使用し得るも	5年	18,000円	学齢児以上である者
体重計	視覚障害者のみの世帯及びこれ	0			
	に準ずる世帯に属するもの				
携帯用会話補	音声言語機能障害者又は肢体不	携帯式で、言葉を音声又は文章に	5年	98,800円	学齢児以上である者
助装置	自由者で、発声・発語に著しい	変換する機能を有し、障害者等が			
	障害を有するもの	容易に使用し得るもの			
パーソナルコ	上肢障害2級以上又は言語・上	障害者等が容易に使用し得るも	6年	100,000円	1 学齢児以上であ
ンピュータ	肢複合障害2級以上である者	0)			る者
	で、文字を書くことが困難なも				2 プロテクター、
	0				プリンター等を付
					帯することができ
					る。
情報・通信支	視覚障害又は上肢機能障害2級	コンピュータの入力等が可能と	6年	150,000円	学齢児以上である者
援用具	以上である者	なる周辺機器			
点字ディスプ	視覚障害2級以上である者で、	文字等のコンピュータの画面情	6年	383,500円	18歳以上である者
レイ	職業上又は教育上において使用	報を点字等により示すことがで	<u>'</u>	,	
·	が必要であると市長が認めるも	きるもの			
	0				
点字器	視覚障害2級以上である者	点字で文字を打つためのもの	7年	10,400円	学齢児以上である者
,17, 1 HH		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	' '	10, 10011	1 4 HIVED 17 C 00 0 H

点字タイプラ	視覚障害2級以上である者	障害者等が容易に使用し得るも	5年	63,100円	学齢児以上である者
イター		Ø			
視覚障害者用	視覚障害4級以上である者	音声等により操作ボタンを知覚	6年	次に掲げる額	学齢児以上である者
ポータブルレ		し、又は認識することができ、か		1 録音再生機	
コーダー		つ、DAISY方式による録音又		87,550円	
		は再生をすることができるもの		2 再生専用機	
		で、障害者等が容易に使用し得る		36,050円	
		もの			
視覚障害者用	視覚障害2級以上である者	文字情報と同一紙面上に記載さ	6年	99,800円	学齢児以上である者
活字文書読上		れた当該文字情報を暗号化した			
げ装置		情報を読み取り、音声信号に変換			
		して出力する機能を有するもの			
		で、障害者等が容易に使用し得る			
		もの			
視覚障害者用	視覚障害者で、この装置により	画像入力装置を印刷物等の上に	8年	198,000円	学齢児以上である者
拡大読書器	文書等を読むことが可能になる	置くことにより、簡単に拡大され			
	もの	た画像(文字等)をモニターに映			
		し出すことができるもの			
視覚障害者用	視覚障害2級以上である者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	次に掲げる額	1 18歳以上であ
時計				1 触読式	る者
				10,300円	2 音声式のものに
				2 音声式	あっては、原則と
				13,300円	して、手指の感覚
					に障害がある等の
					ため触読式のもの
					の使用が困難なも
					のに限る。

職覚障害者用 聴覚障害者又は発声・発語に著 しい障害を有する者						
大工噪頭 一般頭摘出をした音声機能障害者 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字による 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字による 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字による 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字による 一般であり、障害者等が容易に使用し得るもの 一般では、大きないないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないないないでは、いきないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	聴覚障害者用	聴覚障害者又は発声・発語に著	一般の電話機に接続することが	5年	71,000円	学齢児以上である者
使用し得るもの 使用し得るもの でき、音声の代わりに文字による 近い障害を有する者 でき、音声の代わりに文字による 通信が可能な機器であり、障害者 等が容易に使用し得るもの 字幕及び手話通訳付きの聴覚障 音者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、「使者が容易に使用し得るもので、「使者が容易に使用し得るもので、「使者が容易に使用し得るもので、「使者が容易に使用し得るもので、「使者が容易に使用し得る観視を表現している。」	通信装置	しい障害を有する者	でき、音声の代わりに通信が可能			
ファクシミリ 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者			な機器であり、障害者等が容易に			
しい障害を有する者			使用し得るもの			
通信が可能な機器であり、障害者	ファクシミリ	聴覚障害者又は発声・発語に著	一般の電話機に接続することが	5年	35,000円	学齢児以上である者
一次に関する。		しい障害を有する者	でき、音声の代わりに文字による			
聴覚障害者用 聴覚障害者で、この装置により 字幕及び手話通訳付きの聴覚障 6年 88,900円 3歳以上である者 字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るものので、障害者等が容易に使用し得る者が変勢ではよりゴム膜等を振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもので、電動式)発振器を顎下部や頸部の皮膚に 5年 次に掲げる額 1 第式 2 施設利用者も給付の対象とする。			通信が可能な機器であり、障害者			
情報受信装置 テレビの視聴が可能になるもの と 字幕及び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信するもの で、障害者等が容易に使用し得る もの 5年 次に掲げる額 1 笛式 5,000円 (気管カニューレ 付きのものにあっては、8,100 円) 1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。			等が容易に使用し得るもの			
字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもの	聴覚障害者用	聴覚障害者で、この装置により	字幕及び手話通訳付きの聴覚障	6年	88,900円	3歳以上である者
したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもの	情報受信装置	テレビの視聴が可能になるもの	害者用番組並びにテレビ番組に			
を有し、かつ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信するもの で、障害者等が容易に使用し得る もの 大工喉頭 「喉頭摘出をした音声機能障害者			字幕及び手話通訳の映像を合成			
大工喉頭喉頭摘出をした音声機能障害者(笛式) 音源を気管孔から呼気によりゴム膜等を振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音(大するもの(電動式)) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に5年 次に掲げる額 1 3歳以上である者 2 施設利用者も給付の対象とする。付きのものにあっては、8,100円 円)			したものを画面に出力する機能			
人工喉頭 喉頭摘出をした音声機能障害者 (笛式) 5年 次に掲げる額 1 3歳以上である 者 2 施設利用者も給 付の対象とする。 人工喉頭 で、障害者等が容易に使用し得るもの管孔から呼気によりゴム膜等を振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音(気管カニューレ化するもの(電動式) では、8,100 代きのものにあっては、8,100 発振器を顎下部や頸部の皮膚に 円)			を有し、かつ、災害時の聴覚障害			
人工喉頭喉頭摘出をした音声機能障害者(笛式) 音源を気管孔から呼気によりゴム膜等を振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの(電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に5年 次に掲げる額 1 3歳以上である者 2 施設利用者も給 (気管カニューレ付の対象とする。付きのものにあっては、8,100円)			者向け緊急信号を受信するもの			
大工喉頭			で、障害者等が容易に使用し得る			
音源を気管孔から呼気によりゴム膜等を振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音(電動式)1 笛式 5,000円 (気管カニューレイの対象とする。化するもの(電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚にては、8,100円 円)			もの			
ム膜等を振動させ、得られた音を ビニール管で口腔内に導き構音 化するもの (電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に5,000円 (気管カニューレ 付きのものにあっては、8,100 円)2 施設利用者も給付の対象とする。	人工喉頭	喉頭摘出をした音声機能障害者	(笛式)	5年	次に掲げる額	1 3歳以上である
ビニール管で口腔内に導き構音 化するもの (電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に(気管カニューレ 付きのものにあっ ては、8,100 円)付の対象とする。			音源を気管孔から呼気によりゴ		1 笛式	者
化するもの (電動式) 発振器を顎下部や頸部の皮膚に付きのものにあっ ては、8,100 円)			ム膜等を振動させ、得られた音を		5,000円	2 施設利用者も給
(電動式)ては、8,100発振器を顎下部や頸部の皮膚に円)			ビニール管で口腔内に導き構音		(気管カニューレ	付の対象とする。
発振器を顎下部や頸部の皮膚に 円)			化するもの		付きのものにあっ	
			(電動式)		ては、8,100	
あて、音源を経皮的に口腔内に導 2 電動式			発振器を顎下部や頸部の皮膚に		円)	
			あて、音源を経皮的に口腔内に導		2 電動式	
き構音化するもの70,100円			き構音化するもの		70,100円	
点字図書 情報の入手を主に点字によって 点字により作成された図書 - 図書の実費相当額 1 3歳以上である	点字図書	情報の入手を主に点字によって	点字により作成された図書	_	図書の実費相当額	1 3歳以上である
行っている視覚障害者 者		行っている視覚障害者				者
2 施設利用者も給						2 施設利用者も給

					付の対象とする。
大活字図書	視覚障害者で、この図書により	文字の大きさや行間を調整し、大	_	年額	1 3歳以上である
	文書等を読むことが可能になる	きな活字で組み直した図書		60,000円	者
	もの				2 施設利用者も給
					付の対象とする。
DAISY 図書	視覚障害者で、この図書により	デジタル録音された音声による	_	年額	1 3歳以上である
	文書等を読むことが可能になる	図書		12,000円	者
	もの				2 施設利用者も給
					付の対象とする。
人工内耳用充	聴覚障害者で、現に人工内耳を	障害者等が容易に使用し得るも	1年	17,000円	
電池	装用しているもの	0			
人工内耳用充	聴覚障害者で、現に人工内耳を	障害者等が容易に使用し得るも	3年	28,000円	
電器	装用しているもの	Ø.			
ストーマ装具	ぼうこう・直腸障害を有する者	人工肛門を造設し、又は尿路変更	_	次に掲げる額	1 3歳以上である
		術を施術している場合に便及び		1 消化器系	者
		尿を処理するためのもの		月額9,600円	2 施設利用者も給
				2 泌尿器系	付の対象とする。
				月額	3 最大6月単位で
				12,700円	給付可能とする。
紙おむつ	次のいずれかに該当する者	便及び尿を処理するためのもの	_	月額12,000円	1 3歳以上である
	1 治療によって軽快の見込み				者
	のないストーマ周辺の皮膚の				2 施設利用者も給
	著しいびらん又はストーマ変				付の対象とする。
	形のためストーマ装具を装着				3 最大6月単位で
	することができない者並びに				給付可能とする。
	先天性疾患(先天性鎮肛を除				
	く。) に起因する神経障害によ				

	る高度の排尿機能障害又は高度の排尿機能障害のある肛門機能障害のる肛門機能障害のる肛門機能障害のる肛門機能障害のよる者で、紙おむの非に起因する者で、紙おむのの間がある必要。原性運動機では、大きののは、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの				
収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	排尿の調節が自由にできない人 が、体に固定して尿をためておく ためのもの	1年	8,500円	13歳以上である 者2施設利用者も給 付の対象とする。
居宅生活動作補助用具費等	下肢障害若しくは体幹機能障害 又は乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害(移 動機能障害に限る。)を有する者 で、障害等級3級以上(特殊便 器の設置を行う場合にあって は、上肢障害2級以上)である 者		_	200,000円	 学齢児以上である者 障害者等一人につき原則1回とする。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害を有す る者	腕又は脚の訓練ができる器具を 備えたもの	8年	159,200円	学齢児以上である者

動脈血中酸素	呼吸機能障害等により呼吸管理	呼吸状態を継続的にモニタリン	5年	157,500円	
飽和度測定器	上必要な者	グすることが可能な機能を有し、			
(パルスオキ		障害者等及び介護者が容易に使			
シメーター)		用できるもの			
視覚障害者用	視覚障害2級以上である者	地上デジタル放送及び災害時の	6年	29,000円	学齢児以上である者
情報受信装置		緊急警報放送が受信できるもの			
		で、視覚障害者が容易に使用でき			
		るもの			

⁽注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱う ものとする。

第1号様式(第6条関係)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

住所 申請者 氏名 印 対象者との続柄 電話

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民基本台帳情報、税情報その他について、 各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

	住所	□申請者と同じ	, 0			
	氏 名	□申請者と同じ	生年月日	年	: J	月 日
対象者	身体障害者手帳	第一章害名	号	年	月 等級	日交付級
	療育手帳	第 障害の程度	号	年	月	日交付
	精神障害者 保健福祉手帳	第	号	年	月 等級	日交付 級
	疾患名	(障害者の日常生活及び社 定する疾患名を記載のこと		爰するための	法律施	行令に規
現在	の住居の状況	□ 自宅 □ □ 借家 □)
	付 を 受 け た 用 具 の 名 称		希望する形式規模等			
給付	十を希望する理由					
希当	望する事業者名					
該当	当する所得区分	□ 生活保護	□ 低所得		般	
	f保護への移行予 f置に関する認定	□ 生活保護への移 す。	行予防 (定率負担	担減免措置)を希	う望しま
	備考					

- ※ 当該年度の1月1日以降に転入された方は、世帯全員の前年の市町村民税の課税額を証明する書 類の添付が必要です。
- ※ 申請者は、対象者本人又は対象者と同一の世帯に属する者になります。
- ※ 申請者の氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式 (第6条関係)

(宛先) 津市長

居宅生活動作補助用具費等給付申請書

			,	/ •	
		住所			
申請	青者	氏名			ED
		対象者との続柄	į		
		電話			

次のとおり居宅生活動作補助用具費等の給付を申請します。

日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民基本台帳情報、税情報その他について、 各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

	住 所		□申請者と同じ										
対	氏 名		□申請者と同じ		生年月日		年		月 日				
象者	身体障害者手帳		第一章		号	号		·		月 日交付 等級 級			
	疾患名		(障害者 <i>0</i> 定する疾患			社会生活を総介 :。)	合的に支	援する	ための法	·律施彳	行令に規		
給付を希望する 理 由													
改修を行う□申住宅の住所			請者と同じ										
現住	在 の	· -	□ 自宅	借家の 貸主の の有無	承諾			□ 有□無	便器		和式 洋式 携帯用		
		区 分 居宅生活動作補助用具											
改修	多工事内容	□床□便				段差の解消 の取替え)	取替え 口 ラ			更器 □ 手すり スロープ その他)			
現介	在の機の状況	入浴	清拭のみ	メ 拭とも よい	排便	□ 全介助 □ 一部介見 □ 自分で		移動	□他ノ	(一部	・ ・全部)		
該所	当 す る 得 区 分		生活保護			低所得		一般					
生活保護への移 行予防措置に関 する認定			□ 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。										
備	考												

- ※ 当該年度の1月1日以降に転入された方は、世帯全員の前年の市町村民税の課税額を証明する書類の添付が必要です。
- ※ 申請者は、対象者本人又は対象者と同一の世帯に属する者になります。
- ※ 申請者の氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。